

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号			
手続名	指定確認検査機関の更新			根拠条項	法第77条の23第1項			
審査基準	<p>○建築基準法第77条の18～20</p> <p>○指定機関省令による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関に係る指定の申請（指定機関省令第14条） ・指定確認検査機関に係る指定の区分（指定機関省令第15条） ・確認検査員の数（指定機関省令第16条） ・指定確認検査機関に係る構成員の構成（指定機関省令第18条） ・指定確認検査機関の業務区域の変更に係る認可の申請（指定機関省令第20条） ・指定確認検査機関の業務区域の変更の届出（指定機関省令第21条） <p>○住宅局長通達による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設について」 ・「指定確認検査機関指定準則」 							
	受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間	30日
						標準経由期間	日	No.